

経済教室

- 税制・社会保障の連結・一体化進めやすく
- 預金口座や固定資産への制度適用が必須
- 税務当局は事業所得の捕捉の精度上げよ

佐藤 主光 一橋大学教授

来月1日から税制・社会保障・災害の分野で、社会保障と税の共通番号(マイナンバー)制度の利用が始まる。税制では確定申告(法定調書(源泉徴収票など))にマイナンバーが記載されることで、給与やマッチング突合がしやすくなる。給与・不労所得などは源泉徴収を巡り、納税者所得把握の精度が上がるほか、所得税・個人住民税の徴収態勢における徴収者の所得把握の確実性が向上する。

年収の低い方々も、消費税増税に際して実効性のある「優遇給付措置」は、世帯員全員が世帯員別課税の世帯を対象とする。保育料の減免は世帯収入基準と

る。個人単位の所得課税と世帯単位の給付を連結できるほか、非課税世帯の収入も把握しやすくなるはずだ。所得情報活用の幅が広がるだろう。従来、所得情報は課税目的に税務当局・自治体が収集するもので、給付への活用は二次的に行きかたがた。今後は給付のための所得情報の意義も高まる。特に非課税世帯は課税最低限のラインから、その属性は自身の勤労世帯から夫婦の年金世帯まで多様で、

給付つき税額控除は、税額控除を非課税の個人・世帯にまで拡張する仕組みである。住宅ローン減税などの税額控除は所得税・住民税額から差し引かれる。現行制度では税額控除後の納税額が負にならなれば、給付も受け取れない。給付つき税額控除は、控除しきれなかった金額を現金給付する点に特徴がある。

海外の事例としては、米国における所得の勤労者受給者自給した「勤労所得税額控除」(EITC)や「児童手当」(Child Tax Credit)の進捗対策である「STT税額控除」が挙げられる。英国では所得と勤労受給者にかかわる給付つき税額控除が、国の給付制度である「ユニバーサルクレジット」に一本化されている。これらの給付は所得とともに連動する(連動型)。日本

(源泉徴収の年末調整)では、大きく給付事務を担ってきた市町村であっても構わない。これを所得情報に共有できれば、より可能な連携だ。

とはいえ、マイナンバー制度の適用が必須だ。2015年以降の預金口座への付番についても義務化は進められた。野村・三井住友・三菱UFJ銀行に登録するに過ぎない。土地・住宅など固定資産へのマイナンバー適用は、社会保障給付の資格要件や保険料の設定において公平な負担を実現するために不可欠だ。「社会保障制度改革国民会

」が提案する。預金口座への適用は、利子所得と他の金融所得の算定を可能にする。これは金融所得課税の一体化に資することになる。現行「利子・配当株式譲渡益課税」は、地方税を含めて一律20%で課税されている。他方、損益通算の範囲は上場株式等の譲渡損益や配当所得等にのみ適用された。16年からは特定公社債等に拡大されるが、いまだに利子所得の対象になっていない。

リスクの高い投資にかかる損益が安全資産である利子所得と損益通算できるようになれば、投資家にとってリスク軽減につながる。利子所得からの損失控除により、利子所得にかかると課税が減じられることでリスク投資の課税後収益率の変動幅が抑えられる。政府は徴収の増減を通じて、リスクを投資家と分担する形になる。その結果、一時から「投資」が進み、株式などリスク投資の風気が期待できる。

なお、金融課税の一体化については、マイナンバーは選別制のままである。率先してリスクの高い投資をする投資家にとって、マイナンバーの利用は利益にかならない。

無償のマイナンバーがあるにもかかわらず、事業所得の課税負担が上がることはない。課税はあくまで申告したり、光熱費などの消費支出を控除して控除額を算出する必要がある。こうした「タテマ」のみの適用は、所得捕捉の精度を低下させない。その目的は、税収を上げることではない。むしろ、サラリーマンを含む一般の納税者からの税制・社会保障への信頼や、マイナンバーを通じた公共財としての所得情報の価値を確保するためである。

まろ・もろの 89年 博士。専門は財政学

課税・給付に積極活用を

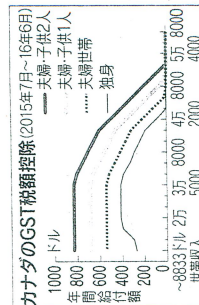
マイナンバー可能性と課題

所得情報は「公共財」に

納税者の信認得る努力必須

義務に準じた給付が求められる。こうした所得情報は、税制や社会保障の面で制度間の断片的に共有されることの意味で「公共財」としての価値をもちかねない。

所得税(個人住民税)の課税の統一(所得課税の対象の一本化)も見えてくる。税制と給付を連動させた新たな制度として「給付つき税額控除」の実現性も高まる。



い、一定所得以上の給付がゼロになる「壁」はない。勤労の誘因を損なわないためである。ただし税制と全く同じ基準で給付がなされているわけはない。英国では課税は個人単位だが、給付は世帯収入を基準とする。いずれにせよ、正確な所得情報不可欠だ。わが国で社会保障と税の一体改革にあわせ、税制抜本改革法では「給付つき税額控除」等の施策の導入について、所得の把握(資産の把握)の問題、執行面での対応の可能性等を念頭に検討することになっている。現行の簡易な給付措置に代わり、消費税増税時の低所得者対策にもなりうるほか、ワーキングプアへの新たな支援として活用できる。マイナンバーの本格稼働と定着はその前提とされてきた。

なお、事務負担上の困難があるならば、給付の窓口は税務当局(確定申告)や事業者

社会保険では年金の資格取得・確認や年金受給、医療保険料徴収などの医療保険者における手続き、生活保護の実施など低所得者対策の事務に用いられる。所得証明書といった申請時の添付書類の簡略化により利便性が向上する。マイナンバー制度は所得把握の精度や給付申請の利便性の向上といった税制・社会保障制度の改善(特に執行面)に寄与するだけではなく、税制と社会保障の連結・一体化を進めやすくなる。実際、社会保険の給付や保険料の決定に所得情報を用いられるケースは、国民年金保険料の免除申請や児童扶養手当の支給、医療費の自己負担上限額を定めた高額療養費制度などが多い。児童手当も所得に連動するが、共働世帯の所得は世帯合算でなく、

減額には非課税世帯の世帯収入による。所得税・住民税の課税単位が個人であるため、従来、世帯単位での所得を把握するには自己申告による申告が必須だった。非課税世帯の場合、所得情報を把握できない。このため児童手当や児童手当に付随する手当の支給が低所得者対策として効果が低く、むしろ負担が大きい。マイナンバーがあれば、各個人の合計所得のほか、世帯単位での所得把握が容易になる。